

## 胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金交付要綱

胎内市地区、町内会等の自衛消防設備費補助金交付要綱（平成17年告示第114号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 市長は、火災発生時に消防車両等が到達するまでの間に行う自衛の消火活動を支援するため、地区・町内が行う消防設備の整備に要する経費に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、胎内市補助金等交付規則（平成20年規則第1号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象となる者は、胎内市区長に関する規則（平成17年規則第7号）第2条に規定する地区・町内（以下「地区・町内」という。）を単位とする自治会、町内会等の組織とする。ただし、地域の実情に応じ、市長が認めるときは、複数の地区・町内を単位とすることができる。

（補助対象経費）

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ホース、筒先、収納箱その他の初期消火活動に必要な消防設備の整備に要する経費とする。

（補助金の額等）

第4条 この補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、1設備当たり10万円を限度とする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る見積書
- (2) 消防設備整備箇所見取図

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 前条の規定により交付決定を受けた者は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）が完了したときは、胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金に係る補助事業実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から30日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助事業の完成写真

(2) 補助対象経費に係る領収書の写しその他の支出を証明する書類

(3) 補助事業収支決算書（様式第4号）

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。



第 号  
年 月 日

様

胎内市長



胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金については、下記のとおり決定したので、胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

交 付	交付決定額 円
不交付	理 由

年 月 日

（あて先）胎内市長

住 所

団 体 名 称

代表者役職

代表者氏名

胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金に係る補助事業実績報告書

胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金に係る補助事業が完了したので、胎内市地区・町内自衛消防設備整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助事業費等

補助金交付決定額 金 円

補助事業に要した補助対象経費 金 円

2 添付書類

- ・補助事業の完成写真
- ・補助対象経費に係る領収書の写しその他の支出を証明する書類
- ・補助事業収支決算書（様式第4号）

様式第4号（第7条関係）

補助事業収支決算書

（収入）

（単位 円）

項目	金額	内訳
自己資金 A		
市補助金（見込み） B		
事業収入（他からの協賛金を含む。） C		
収入合計 A + B + C		

※市補助金（見込み）Bは、審査、調査等により減額となる場合があります。

（支出）

（単位 円）

	項目	金額	内訳
補助対象経費			
		合計 D	
補助対象外の経費			
		合計 E	
事業費合計 D + E			

※補助対象経費及び補助対象外の経費については、募集要項を参考にしてください。

※必ず収入合計（A + B + C） = 事業費合計（D + E）となるように記載してください。